

高知地方裁判所 御中

令和7年4月1日

訴 状

原 告

住 所 〒781-1164

高知県土佐市宇佐町井尻 2 2 6 - 2

氏 名 大野正夫 (印)

電話番号 088-856-3203 F A X 番号 088-856-3203

送達場所の届け出

原告に対する書類の送達は次の場所に宛てて行ってください。



上記住所と同じ

被 告

住所 〒780-8570

高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号

氏 名 高知県代表知事 濱田省司

電話番号 088-823-1111 (代表)

事件名

違法な公金支出に関する住民訴訟事件

請 求 の 趣 旨

1. 被告は、野村興産株式会社に対して支出した補助金等の 2 千 500 万円の返還請求をせよ。
2. 訴訟費用は被告が負担する。

請 求 の 原 因

第1 当事者

原告は、土佐市内に住所を有し、住民基本台帳に記載された住民である。
被告は、地方自治に基づく地方公共団体である高知県であり、その代表者は高知県知事濱田省司である。

第2 争点となる支出行為の違法性

被告は、令和5年7月7日、野村興産株式会社に対し、「高知県新事業ちえれんじ支援事業費補助金」の名目で金 2 千 500 万円を支出した(甲 1 号証、甲 2 号証)。

本件支出行為は、以下の理由により違法である。なぜならば、高知県産業廃棄物処理指導要領に下記の条項がある(甲 3 号証)。

第六条

事業者等は、中間処理施設又は最終処分場を設置する場合は、次の各号に掲げる者の同意を得なければならない。

(地域住民等の同意)

- 一 隣接地の土地所有者及び土地の使用権原を有する者
- 二 設置しようとする中間処理施設の敷地境界から 300 メートル以内、最終処分場にあつては 500 メートル以内に居住する地域住民の世帯主の 2/3 以上の者又は当該地域の代表者
- 三 最終処分場からの排水を公共水域に放流する場合は、放流地域から下流 500 メートル以内の水利権者

ところが、指導要綱第六条二号に定める地域住民の同意が得られなかった(甲 4 号証)。地域住民の反対多数にも関わらず、住民合意形成が、不十分のまま、事業者に対して便宜供与的に補助金を支出したこと(甲 5 号証)。

同じく高知県産業廃棄物処理指導要領(甲 3 号証)には、事業者は、事業の変更があつた場合は、以下に定めている
(事前協議)

第七条 事業者は、中間処理施設及び最終処分場を設置し、又はその位置、構造もしくは規模の変更を行う場合は、事前に、事前協議書(第1号様式)を知事に提出し、協議しなければならない。

2.事前の協議内容に変更があった場合は、新たに事前協議書を作成し、知事に提出しなければならない。

事業者は、申請書には中間処理施設と記述しているが、住民説明会には、自家処理施設と説明している。しかしながら事前協議が行われていない。(甲6号証)

以上の事実関係から、本件支出は違法であると判断し、住民訴訟を提起する。

付記：高知県職員措置請求（住民監査請求）の監査結果を添付する（甲7号証）。

令和 年 (2025) 第 号

証 拠 説 明 書

令和 7 年 4 月 1 日

次のとおり証拠の説明をします。(該当欄□にレ印をしたもの)

☒ 原告 大野正夫

☐ 被告

甲 1 号証

文書の標題 補助金申請書、事業計画書、説明書

作成者 野村興産株式会社

作成年月日 令和 5 年 7 月 28 日

立証趣旨等 土佐市での産業廃棄物施設設置について(写し)。

事業計画、補助金申請に関する契約書兼同意書

甲 2 号証

文書の標題 補助金交付決定通知書(写し)

作成者

作成年月日

立証趣旨等

甲 3 号証

文書の標題 高知県産業廃棄物処理指導要領

作成者 高知県

作成年月日 平成 27 年 4 月 13 日

甲 4 号証

文書の標題 産業廃棄物処理場敷地に関する資料（写し）

作成者 野村興産株式会社

作成年月日 5 年 11 月 4 日

立証趣旨等 影響敷地内の影響範囲距、距離 300m の円形範囲内の住民からの不透明な承諾書を、高知県環境対策課に提出している

甲 5 号証

文書の標題 土佐市東鴨地の産業廃棄物焼却との操業停止の署名願い

立証趣旨等 操業停止の署名願い

立証趣旨等 令和 6 年 4 月 2 日請願提出署名名簿 土佐市内 1130 名、土佐市外 501 名

甲 6 号証

文書の標題 廃棄物処理の中間処理施設から自家処理に変更

作成者 野村興産株式会社 曲 超

作成年月日 令和 5 年 7 月 28 日

立証趣旨等 補助金申請内容と事業計画書と新規事業の説明。

市場・顧客は、産業廃棄物処理をしたい法人と書かれている。

甲 7 号証

文書の標題 高知県職員措置請求（住民監査請求）の監査結果について

作成者 高知県監査委員会

作成年月日 令和 7 年 3 月 7 日

立証趣旨等

高知県では、高知県新事業チャレンジ支援事業補助金を野村興産株式会社に交付したが、事業に新規性がなく、処理施設の住民の同意文書の不透明、新規事業の内容の変更があり、補助金の交付は妥当ではないと監査請求をしたが、委員会の回答は担当職員、部

局は、申請書の進行は規則に従って許さる範囲内に作業を実施されたと確認して交付している。従って請求は却下する。しかし住民に産業廃棄物処理場の稼働に周辺住民は不安を持っているので、知事は充分に実施管理を実施されたい。